

令和4年9月7日

各県立学校長 様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する
実施についての学校等における考え方及び留意点等について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課等から依頼がありました。

今般、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）の一部改正により、12歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の接種を受ける努力義務が適用されることとなるとともに、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）等の一部改正により、5歳以上11歳以下の者に対する新型コロナワクチンの3回目接種が実施されることとなりました。

幼児児童生徒に対する新型コロナワクチンの接種に係る考え方及び留意点等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」（令和4年2月22日付け文書）でお知らせしたところですが、今般の改正を踏まえ、改めて別添のとおり留意点等の周知依頼がありましたのでお知らせします。

【事務担当】

保健体育課 課長補佐兼班長 横山 勝規
TEL：059-224-2973 FAX：059-224-3023
高校教育課 課長補佐兼班長 谷奥 茂
TEL：059-224-3002 FAX：059-224-3023
特別支援教育課 課長補佐兼班長 遠藤 純子
TEL：059-224-2961 FAX：059-224-3023